

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
株式会社曙運輸	代表取締役	大野 祐肇	埼玉県	運輸業, 郵便業	http://www.akebonounyu.co.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2019年11月27日
-------	-------------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A ⑭	船舶や鉄道へのモーダルシフト	長距離輸送について、可能な限りトラックからフェリー、RO-RO船や鉄道の利用への転換を行います。
3	B ③	燃料サーチャージの導入	物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合には、真摯に協議に応じます。
4	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。 【参考】自動車運送事業者の行政処分情報検索(国土交通省HP) http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi
5	D ①	荷役作業時の安全対策	荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任の明確化を図ります。
6	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際や発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、自ら責任をもって運行の中止・中断等を判断します。

PR欄	<p>当社は、多岐に渡り日々変化してゆく輸送業務対して、「人」「道路」「車両」を一体化して安全性・輸送効率・快適性の向上を達成し、環境保全に資するシステムITS(高度道路交通システム)を積極的に取り入れ対応しております。</p> <p>すでにITSに関わる新機器を早期に採用し、安全性と効率化アップを実践しておりますが、さらに従業員一同、環境負荷の低減に取り組むため、EMS(環境マネジメントシステム)ISO14001を取得、また荷主様の大切なお荷物の品質管理の徹底を計り、ISO9001を認証取得致しました。</p> <p>お客様の大切なお荷物を、「確実な納期で」「完全な状態で」お届けできるよう、今後も輸送環境を相対的に捉え、努力してまいります。</p>
-----	---